令和７年度
山形県ふぐ処理者認定試験受験案内

- 試　　験　　日　　令和７年 11 月 15 日（土）
- 試　験　会　場　　山形学院高等学校
  （山形市香澄町三丁目 10-８）
- 受験願書受付期間　　令和７年８月 22 日（金）～９月 12 日（金）
- 受験願書提出先　　公益社団法人山形県食品衛生協会
  （山形市松山三丁目 14-69）

受験までの流れ

受験願書提出	・・・令和７年８月 22 日（金）～　９月 12 日（金）
受験決定通知書 受験手数料払込票受領	・・・令和７年９月下旬頃
受験手数料払込	・・・令和７年 10 月 10 日（金）まで
受験票発送	・・・令和７年 10 月 31 日（金）まで
試　　験	・・・令和７年 11 月 15 日（土）
合格発表	・・・令和７年 12 月 15 日（月）

公益社団法人山形県食品衛生協会（山形市松山三丁目 14-69）
TEL　023-641-9340

1　試験日時

令和７年 11 月 15 日（土）

学科試験　午前９時 30 分から（受付：午前９時から）

実技試験（ふぐ鑑別）　午前 11 時から

実技試験（ふぐ処理）　次のいずれかの回（集合時間は受験票でお知らせします。）

①　午後１時から　　②　午後２時 15 分から

2　試験会場

山形学院高等学校（山形市香澄町三丁目 10-8）

※　会場の駐車場所には限りがありますので、公共交通機関又は近隣の有料駐車場を御利用ください。

※　当日は、受験者以外の方は、建物内に入れません。健康上の配慮により、付添者が必要な場合はあらかじめ御連絡ください。

3　受験資格

ふぐ処理を行う（予定を含む。）営業施設の営業者又は従事者

4　試験区分と試験科目

区分	科目	内容
学科試験 （60 分間）	水産食品の衛生に関する知識	食品衛生の概要、施設基準、公衆衛生上必要な措置、食品の規格基準、水産食品の衛生学(食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等）等
	関係法規	食品衛生法、山形県ふぐ取扱指導要綱　等
	ふぐの種類と鑑別	処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び部位(海域を含む)、ふぐの種類の鑑別
	ふぐの処理と鑑別	有毒部位の除去に係る留意事項、凍結ふぐの取扱い、有毒部位の処分　、ナシフグの取扱い、卵巣及び皮の塩蔵処理、ふぐ処理施設
	ふぐの一般知識	ふぐの名称(標準和名)、ふぐの表示、ふぐの特徴、ふぐの解剖学、ふぐの寄生虫、ふぐ毒、ふぐ毒による食中毒の特徴及び発生状況、輸入ふぐの取扱い、ふぐの雑種
実技試験① （3 分間）	ふぐ鑑別	実物 5 種類のふぐを鑑別し、食用の可否及びふぐの標準和名を回答する。
実技試験② （20 分間）	ふぐ処理	ふぐ1尾を解体処理し、食用可能な部位と不可食部位を分ける。 内臓については、臓器の種類を鑑別する。 手指、着衣及び調理器具等を衛生的に取り扱う。

5　受験定員

40 名（定員を超える申し込みがあった場合、先着順とします。）

6　受験申込手続

（１）　受験願書受付期間

令和７年８月 22 日（金）～同年９月 12 日（金）　郵送でのみ受付

※　令和７年９月 12 日（金）までの消印があるものに限り有効とします。

※　期間内でも、定員に達した場合は締め切ります。この場合、公益社団法人山形県食品衛生協会のホームページでお知らせします。

（２）　提出書類

ふぐ処理者認定試験受験願書（顔写真を貼付したもの）

写真は、縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝で出願前６か月以内に上半身、脱帽、正面から撮影したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入の上、所定の場所に貼付すること。

（３）　提出先

〒　990-2412　山形市松山三丁目 14-69

公益社団法人山形県食品衛生協会

TEL　023-641-9340

7　受験手数料

35,000 円（実技試験用ふぐ代含む。）

8　受験手数料の支払い

受験決定者に「受験決定通知書」及び「受験手数料払込取扱票」をお送りします（9 月下旬頃を予定）。

（定員に達したため受験できない方には、その旨お知らせします。）

受験決定者は「受験手数料払込取扱票」により 10 月 10 日（金）までに郵便局でお振込みください。

（振込手数料は、各自のご負担となります。）

※　期日までに振込を確認できない場合は、受験できないことがあります。

※　お振込みいただいた受験手数料は、いかなる理由があっても返還できません。

9　受験票の送付

令和７年 10 月 31 日（金）までに発送します。

10　受験当日に持参するもの

・　ふぐ処理者認定試験受験票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）

・　調理を行うのに適した衛生的着衣（白衣等）、前掛け、帽子（白帽、白三角巾等）、上履き

・　包丁、まな板、ふきん（概ね５枚以上）

11　合格発表

（１）　日時　　令和７年 12 月 15 日（月）午前 10 時

（２）　発表方法

ア　ホームページ

山形県及び公益社団法人山形県食品衛生協会ホームページ

イ　掲示板

山形県庁屋外掲示場

村山保健所、最上総合支庁、置賜総合支庁及び庄内総合支庁の各屋外掲示板

※合格発表は受験番号のみの発表とし、合否に関して電話による問合せには一切応じません。

（３）その他

合格者には、「ふぐ処理者認定証」を郵送します。

※過去１年以内にふぐ処理者の認定を取り消されたことがある方は認定できません。

12　試験結果の情報提供

受験者本人から申出があった場合、次により試験結果を情報提供します。

（１）　情報提供する内容

総合得点、区分ごと得点

（２）　情報提供を行う期間及び時間

令和７年 12 月 15 日（月）～ 令和８年１月５日（月）

（土日及び令和７年 12 月 29 日（月）～令和８年１月２日（金）を除く）

いずれも午前 10 時から午後４時まで

（３）　情報提供を行う場所

公益社団法人山形県食品衛生協会

（４）　試験結果の情報提供に必要な書類

受験票及び受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）

（５）　その他

試験結果の情報提供は受験者本人に限ります。また、電話やメール等での情報提供は行いません。

13　その他

災害の発生等やむを得ない事情により試験日時、試験会場などを変更する場合には、公益社団法人山形県食品衛生協会ホームページに掲載するとともに、受験者に個別にお知らせします。